

鹿児島港本港区エリアまちづくり懇談会会則

(名称)

第1条 この会議は、鹿児島港本港区エリアまちづくり懇談会（以下「懇談会」という。）と称する。

(目的)

第2条 「年間365日、賑わう拠点」の形成に向けて、鹿児島港本港区エリアコンセプトプランに基づき、関係者が連携する場としての懇談会を設置し、施設整備やイベント開催などのまちづくりの取組を進めるための情報共有や意見交換を行う。

(組織)

第3条 懇談会は、次の団体で構成する。

- (1) 鹿児島県旅客船協会
- (2) 鹿児島港運協会
- (3) 特定非営利活動法人ゆめみなと鹿児島
- (4) 鹿児島商工会議所
- (5) (一社)鹿児島市商店街連盟
- (6) マイアミ通りまちづくり協議会
- (7) 鹿児島市
- (8) 鹿児島県

(懇談会)

第4条 懇談会は、事務局が招集する。

2 事務局は、議事を整理する。

3 事務局は、必要と認めるときは、関係者を懇談会に出席させ、関係事項について説明又は意見を求めることができる。

(懇談会の公開・非公開)

第5条 懇談会は、公開とする。ただし、懇談会で協議の上、非公開とすることができる。

(懇談会の事務局)

第6条 懇談会の事務局は、鹿児島県土木部港湾空港課本港区まちづくり推進室に置く。

(雑則)

第7条 この会則に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は事務局が別に定める。

附 則

1 この会則は、令和6年4月8日から施行する。

附 則

1 この会則は、令和6年7月22日から施行する。